

第4回門真市自殺対策計画審議会

1 開催日時 平成31年2月20日（水）午後2時から午後3時5分

2 開催場所 門真市消費生活センター 2階会議室

3 出席者 溝部会長、小原副会長、藤江委員、野志委員、西尾委員、松本委員、谷口委員

【出席人数 7人／全7人】

4 内 容 ①パブリックコメントの実施結果について

②門真市自殺対策計画（案）について

③答申（案）について

5 傍聴者 ー（傍聴希望者なし）

6 担当部署 保健福祉部障がい福祉課

7 会議記録

1 開会

【事務局】定刻となりましたので、只今より第4回門真市自殺対策計画策審議会を開会させていただきます。本日はお忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。事務局の障がい福祉課南桮でございます。よろしくお願いいたします。では、失礼して、座って進行させていただきます。また、会議録作成のため録音させていただくことを了承願います。

ここで委員の出席状況について事務局より報告させていただきます。本日は、委員7名中7名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それではお手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。

- ・会議の次第、席次表
- ・資料1 パブリックコメント実施結果
- ・資料2 門真市自殺対策計画書（案）
- ・資料3 門真市自殺対策計画_調査報告書
- ・資料4 門真市自殺対策計画_新旧対照表
- ・資料5 答申（案）

なお、門真市自殺対策計画_概要版（案）は参考資料として配布しております。

お手元にございますでしょうか。それでは会長、進行をよろしくお願いいたします。

【会長】委員の皆様には、忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、計画策定に向けた、活発な審議とともに、円滑な議事進行をお願いいたします。それでは、議題1について、事務局説明をお願いいたします。

2 議事

議題1 審議

① パブリックコメントの実施結果について

【事務局】では、事務局より説明いたします。資料1の「パブリックコメント実施結果」をご覧ください。前回までにご審議いただいた計画（素案）についてパブリックコメントを実施いたし

ましたので、その結果をご報告いたします。意見の募集は1月17日から2月5日までの20日間行い、市内14か所の公共施設及び市ホームページ上で計画（素案）を公開し、募集を行いました。また、広報かどま3月号及びFMHANAKOにおきましても実施について周知しております。その結果、5名の方から、合計5件のご意見を頂きました。うち1件は、門真市パブリックコメント手続制度要綱第8条第2項3号（内容が意見等を求めている案件に関連のないもの）に該当するため公表いたしません。寄せられた意見のうち、1件の意見について素案に反映させました。また、意見に対する市の考え方を説明いたします。

まず1件目は、「第5章 施策の展開」についてのご意見です。「自殺したいと思ってしまう人達の話をもっと聞いたりする場所が必要。」とのご意見をいただいております。

この点につきましては、「自殺の原因や動機となる様々な悩みを抱える人が適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう、相談窓口の周知や充実を図るとともに、関連する分野の機関・団体が連携して取り組んでいきます。」と回答したいと考えております。

なお、参照箇所として、素案P38～39 『基本目標1 地域におけるネットワークの強化』(1)地域における相談窓口の充実 主な取組「○地域における相談窓口の情報提供」「○本市役所各課の窓口における相談窓口の情報提供」「○様々な生活の悩みを受け付ける窓口の充実」を示しております。

2件目は、同じく「第5章 施策の展開」についてのご意見です。「傾聴ボランティア養成講座への参加意向について参加したいという回答者が6%にとどまったことに関して、大変な危機感を感じる。毎月開催の傾聴サロンでは民生委員から紹介された方々がこころの内を吐露しに来る。しかし現状はまだ少数である。自殺対策の機関、多職種および地域ネットワークの中に傾聴ボランティアの存在が知られていないのではないかと懸念する。自覚があり具体的な相談事項がある市民より、追い込まれていく過程での早い段階、いわば未病の域とも言える段階に関われるのが傾聴ボランティアである。また、ゲートキーパーの基本は傾聴にある。門真市民に傾聴ボランティア活動を広く周知し、傾聴の意義について理解してもらうとともに、市民誰もが傾聴ボランティア活動が出来る人材となるように養成講座の広報と継続を望む。」とのご意見をいただいております。

この点につきましては、「自殺防止対策を更に推進していくために、各分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象にしたゲートキーパーの養成とともに、傾聴ボランティア等を展開し、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。」と回答したいと考えております。

項目として「○傾聴ボランティアの周知」「○傾聴ボランティア養成講座及びゲートキーパー研修受講者の推奨」を追加しております。

3件目は、同じく「第5章 施策の展開」についてのご意見です。「私は2つの難病診断を受けています。難病により就業がしづらく、生活困窮を感じています。もし、私に対する父の経済的支援がなければ、自殺を考えていたと思います。生活困窮者に対して、医療支援・再就職支援・障害者支援、この3つの支援がないと私は自殺に移行すると推定します。生きるより死んだ方が楽と感じると自殺すると推定します。行政が、医療面・経済面また障害等の話を聞くことで、自殺を減らすことができると思います。」とご意見をいただいております。この点につきましては、「障がいのある方や生活困窮者も含めたすべての人々が安心して生きがいを持って生活をするように、様々な課題に関する相談の窓口を運営し、かつ

相談内容に応じて適切な制度や相談機関へつなぐよう努めてまいります。」と回答したいと考えております。

す。なお、参照箇所として素案P57 『基本目標6 様々な対象に応じた自殺対策の展開』(2)生活困窮者・無職者・失業者 主な取組「○生活困窮者への相談窓口」を示しております。

4件目は、「第5章 施策の展開及び第6章 計画の推進」についてのご意見です。「自殺防止対策の具体的な案件を示して、その意見に回答を求めるときではないか。」とのご意見をいただいております。

この点につきましては、「具体的な案件については、第5章施策の展開において、6つの基本目標に向けた主な取組で示しています。また、今後の自殺防止対策については、第6章計画の推進において、本計画のPDCAサイクルによる適切な進行管理を行い庁内関係部局において、その進行状況に応じて事業・取組を適宜改善等をしていきます。」と回答したいと考えております。

なお、参照箇所として、素案「P38～60 第5章 施策の展開、P61 第6章 計画の推進」で示しております。

以上で説明を終わります。

【会長】ただいまの説明について、ご質問等はありませんでしょうか。4件目のコメントにあるように、具体的な案件に作っていくことに市民が興味を持っているので、早急に具体的なプランをつくってという、励ましの意見だと思っています。他に意見がないようでしたら、自殺対策計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

② 門真市自殺対策計画（案）について

【事務局】「自殺対策計画（案）」について説明を致します。

資料2の「門真市自殺対策計画_案」をご覧ください。

先ほど説明いたしましたパブリックコメントの結果を受けまして、傾聴ボランティアの活動の周知の重要性を計画に反映させることとし、39ページ「第5章 施策の展開」「基本目標1 地域におけるネットワークの強化」「(1) 地域における相談窓口の充実」の「主な取組」に「○傾聴ボランティア活動の周知を追加し、43ページ「基本目標2 自殺対策を支える人材の育成」「(1) ゲートキーパーの養成と自殺対策を支える様々な職種への支援」の「主な取組」の「○ゲートキーパー研修受講者の推奨」に「傾聴ボランティア養成講座」を追加いたしました。

パブリックコメントの結果からの変更点は以上です。

また、策定委員会において、38ページ「主な取組」の文章のうち、「地域における相談窓口の情報提供」ですが、地域に限らず、様々な相談窓口の周知を図っていく必要があるため、「○さまざまな相談窓口の周知 「広報かどま」や「門真市ホームページ」において、自殺対策に関連する専門的な相談窓口や、本市で受け付けているところの相談などの相談窓口に関する情報の周知を図っていきます。」と変更しております。

その他、これまでの審議会、策定委員会から意見を頂戴し、文言修正などを行いました箇所につきましては、「資料4 自殺対策計画新旧対照表」にまとめておりますのでご確認ください。

以上でございます。

【会 長】ご質問、ご意見はありませんでしょうか。細かい文言のチェックをして、かなりのか所の修正がありますが、大筋、変わっているものではないと思います。ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。これで、よろしいでしょうか。それでは、答申（案）について事務局から説明をお願いいたします。

③ 答申（案）について

【事務局】それでは、答申書（案）をご覧ください。平成 30 年 7 月に開催いたしました第 1 回審議会において、この審議会に計画策定について諮問を行いました。この間の審議の内容を踏まえて本審議会より答申をいただくこととなっております。

これまでの委員の皆さまのご意見を受けて、資料 5 の答申案と計画書案を提示しております。なお、本日は答申案及び計画案について特に修正がなければ、そのまま答申へと移らせていただく予定です。内容について修正が必要な場合は、最終的に会長、副会長と調整のうえ、後日あらためて会長より市長へ答申いただくことを予定しております。

それでは、答申書を読み上げます。

当審議会は、平成 30 年 7 月 30 日付門保障第 1364 号により諮問されました門真市自殺対策計画を策定するための必要な事項につきまして、4 回にわたり審議会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、別添「門真市自殺対策計画（案）」といたしましたので、ここに答申いたします。

現在、計画書案ということで付させていただいております冊子を添付して答申とさせていただければと考えております。

説明は以上です。

【会 長】ただいま事務局よりありました答申内容について、質問等がありますでしょうか。修正の必要はないでしょうか。

（異議なし）

ないということですので、答申に添付し、市長に答申いたします。

【事務局】ありがとうございました。ただいまより、準備をいたしますので、少々おまちください。会長から市長に答申をしていただきたいと思います。

【事務局】すいません、先程 39 ページのところ、説明があったと思いますが、「本市役所の各課窓口における」という「本市役所」という表現ですが、次の 43 ページでは、「本市職員へのゲートキーパー研修」とあり、「本市」を使っています。「本市役所」は聞きなじみのない言葉だと思いますので、「本市」とするのか、「本」をとって「市役所」にするのか、どちらかにしたほうがいいのかと思います。

【会 長】ただいまの修正案についてご意見はありますか。ないようでしたら、ただいまの修正案を受け入れて、修正をしてください。

【事務局】市役所が場所を示しているので、「市役所各課の窓口」として、「本」は削除します。

市役所はあくまでも役場の場所を示します。自治基本条例上は、表現として、市役所を使うこととなっておりますので、「市役所」と使わせていただきます。

（市長出席）

【事務局】 それでは準備が整いましたので、答申書及び門真市自殺対策計画案について会長から答申をお願いします。

【会長】 答申書 平成 31 年 2 月 20 日

門真市長 宮本 一孝 様

門真市自殺対策計画審議会 会長 溝部 宏二

当審議会は、平成 30 年 7 月 30 日付門保障第 1364 号により諮問されました門真市自殺対策計画を策定するための必要な事項につきまして、4 回にわたり審議会を開催し、慎重に審議を重ねた結果、別添「門真市自殺対策計画（案）」と致しましたので、ここに答申いたします。よろしくをお願いします。

【市長】 ありがとうございます。

【事務局】 市長より、委員の皆様へお礼のご挨拶がございます。

【市長】 ありがとうございます。門真市自殺対策計画策定審議会の皆様には、この度大変お世話になり、誠にありがとうございました。ただいま賜りました答申に基づき、本市としても市民の幸せとともに、一人でも、自殺がないようにしていけるよう進めていきたいと思っておりますので、今後とも、ご指導賜りたいと思っております。ありがとうございます。貴重な意見をしっかり活かしてまいります。

【事務局】 ありがとうございます。今回、委員の皆様へ審議を賜り、答申をいただくことができました。改めて事務局一同お礼を申し上げます。皆様のご協力のもと、この計画を進めていけるように努力していきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。なお、宮本市長におきましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

④ その他

【事務局】 門真市自殺対策計画については、いただいた内容を庁内で意思決定しまして、3 月までの納品を予定しています。計画書が納品され次第、委員の皆様へ配布しますので、よろしくお願ひいたします。また、計画書は、庁内関係各課へ配布し、周知を図るとともに、市民に対しては、31 年 4 月より市広報及びホームページにより周知をしてまいります。本計画は 31 年 4 月より、実施いたします。

【会長】 それでは以上をもちまして、第 4 回門真市自殺対策計画審議会を終了いたします。委員の皆様には、長期間にわたる審議、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

3 閉会